商品概要説明書

住宅ローン利用者向けフリーローン

（令和６年４月１日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>住宅ローン利用者向けフリーローン</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>○地区内に在住または在勤の方。
○お借入申込時の年齢が満 20 歳以上であり、完済時の年齢が満 81 歳未満の方。
○JA の住宅ローンをご利用いただいている方または新規でご利用いただく方。
○他金融機関の住宅ローンをご利用している方。
○継続して安定した収入のある方。
○JA が指定する保証機関の保証が受けられる方。
○その他 JA が定める条件を満たしている方。</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>○生活に必要とする一切のご資金とします。ただし、事業性資金とします。</td></tr>
<tr><td>借入金額</td><td>○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</td></tr>
<tr><td>借入期間</td><td>○６か月以上 10 年以内とします。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
○お借入利率には、年 2.0%の保証料を含みます。
○利率等の詳細については、JA の融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月（半年毎）増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月（半年毎）に増額して返済する方式。特定月（半年毎）増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○JA が指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済される場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
<table>
<tr><td rowspan="4">一部・全額繰上手数料</td><td>100 万円未満</td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td>100 万円～500 万円未満</td><td>22,000 円</td></tr>
<tr><td>500 万円～1,000 万円未満</td><td>33,000 円</td></tr>
<tr><td>1,000 万円超</td><td>44,000 円</td></tr>
</table>
○ご返済期間終了までの間において、他金融機関へ借換される場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
<table>
<tr><td rowspan="2">借換手数料</td><td>住宅・リフォームローン</td><td>33,000 円</td></tr>
<tr><td>賃住資金・事業資金</td><td>55,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件等を変更される場合は次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
<table>
<tr><td rowspan="5">その他手数料</td><td rowspan="2">金利条件変更事務</td><td>固定期間終了後の
金利条件変更</td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td>固定期間中の
金利条件変更</td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特約期間設定手数料</td><td>無料</td></tr>
<tr><td colspan="2">不動産担保条件変更事務手数料</td><td>実費相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法変更事務手数料</td><td>5,500 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>苦情処理措置
および紛争解
決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA 支店にお申し出ください。JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。

鹿児島県弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○お申込みに際しては、JA および JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
○印紙税が別途必要となります。
○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JA の融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

ＪＡバンク宮崎